

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成19年1月23日～2月22日(ギンドロ2件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成19年1月23日(火)～2月22日(木)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	2通
整理した意見数	2件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について

(平成19年1月23日～2月22日(ギンドロ2件))

	該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	全体について	隔離ほ場での試験栽培を終えて、その次の段階でどのような使用を計画しているかを明示しておいたほうがよい。すでに示されているなら当該箇所の項目を示してほしい。	組換えギンドロの開発目的は、申請書等の概要第一の「2 遺伝子組換え生物等の調整等に関する情報」(14頁)に、「用途としては平地でのほ場栽培など管理が容易な条件で栽培し、パルプ原料として利用することを想定している」との記載があります。このほか「隔離ほ場における実験計画」(49頁)において、「用途としては、平地でのほ場栽培によるパルプ用材としての利用を想定し、」と記載されています。	1
2	全体及び使用規程について	<p>ほぼ同じような組換えギンドロに対して、ほぼ同じ内容の申請書を個別に提出しているが、まとめて1件で済むようにすべき。</p> <p>環境中への拡散を防止しない第一種使用等を行うのであれば、今回の隔離ほ場試験のフェンス等の施設は過剰であり、もっと簡易な設備で十分ではないか。</p> <p>環境中への安全性への評価や組換え体の生物多様性影響評価について、環境測定技術者や森林・木材利用者等の意見も聴いたらどうか。</p> <p>申請された組換え林木の有益さと有害性を秤にかけることができ</p>	<p>カルタヘナ法第四条第一項に遺伝子組換え生物等の第一種使用等を行うにあたり、遺伝子組換え生物等の種類ごとに第一種使用規程を定め主務大臣の承認を受けなければならないことが規定されています。また「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生物等に係る第一種使用規程の承認の申請について」(平成16年2月9日、15消安第5839号、環自野発第040209002号)の第3の1「申請の単位」において、核酸の同定等によりお互いに識別することが困難なものであり、まとめて生物多様性影響の評価を行うことが可能なものについては、承認の申請を一括して行うこととすることが、規定されています。今回の2件の組換えギンドロは、挿入遺伝子は同じですが、コピー数のちがいによりお互いに識別することが可能であることから、個別に承認の申請が行われたものです。</p> <p>今回の第一種使用規程の承認の申請は、遺伝子組換えギンドロを林木育種センターの隔離ほ場の施設内に限定して試験栽培を行うことを目的としています。宿主ギンドロの特性として、さし木5年生で樹高は、6.3～7.0mとの報告があり、栄養繁殖を行い、特に地下の水平根からの</p>	1

		<p>るような、科学的な評価手法の開発を希望する。</p>	<p>根萌芽の発生が特徴であることから、これらによって隔離ほ場以外で生育することを可能な限り未然に防止するために、申請者は、8 mのフェンスや地下1 mのコンクリート擁壁等を設けたところです。</p> <p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への影響評価は、生物多様性影響評価実施要領等に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について科学的データに基づいた評価を行い、その評価結果を基に学識経験者の意見を聴取しつつ我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、判断する仕組みとなっています。今回の申請案件についても、こうした仕組みに沿って申請者から提出された生物多様性影響評価書を基に、その信頼性や評価方法の科学的な妥当性等も含めて学識経験者による検討がなされ「生物多様性影響評価書の記述は妥当である」との意見が得られたところです。</p>	
--	--	-------------------------------	--	--